

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

(平成一四年三月三十一日法律第一三号)

一、提案理由(平成一四年三月一五日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況に配慮し、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。平成十四年度においても、年金の支給額を引き上げることにより、戦没者遺族等に対する援護の一層の充実を図ろうとするものであり、その改正の内容は、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

.....(略).....

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一四年三月二二日)

森英介君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて平成十四年四月分から引き上げることとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日の委員会において質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成一四年三月二九日)

阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審査を行い、遺族年金等の引上げ額の根拠、遺骨のDNA鑑定に関する検討状況、年金の特例措置を講じることによる影

響と今後の対応、国民年金保険料未納者への対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。